

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成30年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢  
者医療広域連合規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。